

# パスポート(旅券)／ビザ(査証)

## <赴任前に必要な手続き>

### パスポート申請

インドへの査証申請のためには、残存期間が6か月以上のパスポートが必要です。パスポートの新規発給や更新は、国内で申請する場合は、住民登録をしている都道府県のパスポート申請窓口へ、国外で申請する場合は各在外公館に申請します。詳しくは、外務省のウェブサイトの以下のページ（Passport A to Z）を参照してください。  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/>

### インドのビザ申請

インドビザ申請センターにて IVS Global Japan がビザ発給業務を請け負っています。ビザに関する最新情報は同社のウェブサイトであり、このページ内で申請様式がダウンロードできます。申請受付時間なども掲載されています。

<http://indiavisajapan.com/Japanese/Default.aspx>

#### ・東京

〒105-0014 東京都港区芝 3-40-4 三田シティプラザ 1階

TEL : +81 3-6453-8371 FAX : +81 3-6453-8372

#### ・大阪

〒541-0047 大阪府大阪市中央区淡路町 1-2-10 RR ビル 6F

TEL : +81 6-6210-5991 FAX : +81 6-6210-5992

## <赴任後に必要な手続き>

### 外国人登録証

学生 (student)、就労 (employment)、調査研究 (research)、布教 (missionary) の査証 (ビザ) 保持者でインドの滞在が 180 日を超える場合は、入国後 14 日以内に外国人登録事務所 (FRRO または FRO) で外国人登録を行い、外国人登録証 (FRRO、RC=Residential Certificate、STAY VISA という場合もあり) を取得する必要があります (2 週間を過ぎた場合は罰金が科せられます)。

ビジネス (business) など、上記以外のカテゴリーの長期ビザ保持者の場合は、180 日を超えて滞在する予定の場合のみ、その 180 日以内に登録すればよいとされていますが、その場合もなるべくすみやかに外国人登録を行うことをおすすめします。

ビザの有効期間内有効の外国人登録ができた人もいますが、外国人登録は 1

年ごとに、更新手続きが必要になる場合が多いです。手続き完了までに時間がかかることが多いので、期限が切れる前に更新できるよう、余裕を持って準備する事をおすすめします。

FRRO (FRO) における手続きは、インド入国管理局ウェブサイトを参照してください。大まかな流れは以下の通りですが、変更されることもあるので、その都度、情報を確認してください。

- ①インド入国管理局ウェブサイトより必要事項を入力、データをアップロードし、書類作成を行います。訪問日を予約します。
- ②必要書類を持って FRRO (FRO) へ行き、書類提出し料金を支払うと外国人登録証が発行されます。

インド入国管理局 <http://indianfro.gov.in/fro/>

### 外国人登録事務所の連絡先 (2015 年 10 月現在)

受付時間については、変更されることがあるので事前に必ず確認してください。

#### デリー外国人登録事務所 (Foreigners Regional Registration Office, Delhi)

TEL : (011) 26711384 FAX : (011) 26711348 E-mail : frrodli@nic.in

住所 : East Block-8, 2F, Sector-1, R.K.Puram, New Delhi

(ハイアット・リージェンシーホテルの裏)

受付 : 9 : 30 ~ 15 : 00 月~金

#### グルガオン外国人登録事務所 (Foreigners Registration Office, Gurgaon)

TEL : (0124) 2869309 E-mail : fro.grg-hry@nic.in

住所 : 3F, Mini Secre Rariat Near Rajiv Chowk, Gurgaon

受付 : 9 : 00 ~ 13 : 30 14 : 00 ~ 15 : 00 月~金

#### ノイダ外国人登録事務所 (Foreigners Registration Office, Noida)

TEL : 09958316430, 09891543189 E-mail なし

住所 : D-133 Sector 15, Noida

受付 : 10 : 00 ~ 14 : 00 月~金

なお、外国人登録証は、国内外旅行の際、入国審査やホテルのチェックイン時に提示を求められることがあるので、パスポートと一緒に大切に保管しましょう。また、インドの場合、ホテルや旅行パッケージ、観光地の拝観料に外国人料金 (割高) ・インド人料金があります。外国人登録証や PAN カード (納税者カード) を提示すれば外国人でもインド人料金が適用されることがあります。

## ビザ延長

ビザの有効期限が切れた場合、1年ずつの延長ができます（就労ビザ取得後5年を超える場合はインドでの延長はできません）。ビザの延長は外国人登録事務所で行います。ビザ延長時は、外国人登録の手続きを同時にすることになります。大まかな流れとしては以下の通りですが、毎年少しずつ手順が変化しているので、その都度、確認しながら行ってください。

- ①インド入国管理局ウェブサイトからオンラインで書類作成をし、必要資料をPDFでアップロードし（ファイルサイズの制限あり）、訪問日を予約します。
- ②居住区の FRRO（FRO）に行き、各書類のチェックを受けます。
- ③最寄り警察の verification を受けます。
- ④再度 FRRO（FRO）に行き、発行費用を支払って（現金または事前に銀行振り込み）パスポートにビザ延長の日付を記載、新しい外国人登録証を受け取ります。

## 在留届

旅券法第16条により、外国に住所または居所を定めて3ヵ月以上滞在する日本人は、住所または居所を、管轄する日本の大使館または総領事館（在外公館）に「在留届」を提出するよう義務づけられています。提出をしておけば、災害や事件、事故などで安否確認や本邦留守宅へ連絡をしてもらえます。住所などが決まったら、外務省ウェブサイト（ORRnet 在留届電子届出システム）より登録するか、所定の書式に記入の上、在インド日本国大使館領事部に提出してください。また、「在留届」提出後、転居や家族の移動など「在留届」の記載事項に変更があった時や帰任する時にも、大使館領事部に連絡するか、ORRnet で登録された方は外務省ウェブサイトより変更してください。

### 1. ウェブサイトで登録

外務省では、海外に渡航する日本人の安心と安全のため、2種類の渡航登録サービスを提供しています。登録すると、在外公館からの緊急一斉連絡メールが送信されます。海外での思わぬトラブルを防ぐために登録しましょう。

3ヶ月以上の滞在者向けの在留届電子届出システム「ORRnet」と、3ヶ月以内の滞在者用の外務省海外旅行登録「たびレジ」があり、出張者・旅行者用のものもあります。

在留届電子届出システム <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

## 2. 書式提出での登録

「在留届」書式を入手し、在インド日本国大使館領事部へ提出してください。

(1) 書式入手方法

・日本国内

各都道府県旅券窓口で入手

外務省ウェブサイト【渡航関連情報（届出証明）】よりダウンロード可

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/>

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/image/zairyu.pdf>

・インド

在インド日本国大使館領事部より入手

<http://www.in.emb-japan.go.jp/>

住所：50-G, Shantipath, Chanakyapuri, New Delhi

TEL：(011) 26876564, FAX：(011) 24678081

受付：9：00～13：00 14：00～17：30 月～金

## パスポートの更新手続き

インドで生活している間にパスポートの有効期限が来て、更新をしたい場合の手続きは以下の通りです。なお、更新は、パスポートの有効残存期間が1年未満になった時からいつでも始められます。

### 1. 更新申請に必要な書類

- ・一般旅券発給申請書1通（在インド日本国大使館領事部にて入手）
- ・写真（縦4.5cmx横3.5cm）1枚 縁なしで白または薄い青の無背景、申請日前6ヶ月以内に撮影されたもの、無帽で正面を向き、頭頂から顎までが34±2mmであるもの（写真の裏面には申請者の氏名を記入）
- ・現在有効なパスポート（在留届を提出済みで、身分事項や本籍地の変更がない場合は、戸籍謄（抄）本の提出は不要）
- ・旅券発給申請書

【申請方法】上記の書類を全部そろえて、在インド日本国大使館領事部で申請します。

※古いパスポートにビザがある場合は、両方を携帯することになります。

## 2. 「機械読み取り式ではない旅券」から「IC式旅券」への切替え手続き

- ・パスポートの残存有効期間の長さにかかわらず、切替え申請ができます。
- ・切り替えに必要な書類は、現在所持しているパスポート、顔写真1枚、戸籍謄本(抄本)1通です。

なお、戸籍謄本(抄本)については、現在お持ちのパスポートに記載されている氏名や本籍に変更が無く、更に大使館へ在留届を提出している場合は、原則として必要ありません。

申請方法：上記の書類をそろえて、在インド日本国大使館領事部へ申請。

## 3. 査証欄がいっぱいになった場合の手続き(増補)

海外旅行の回数が多くなり、査証欄(ページ)が不足した場合は、パスポートを返納して新たに申請し直すか、査証欄の「増補」(40ページ)の申請ができます。査証欄の増補は1回に限られているので注意すること。

査証欄の「増補」を申請するには、在インド日本国大使館領事部で査証欄増補申請書に記入した上で、現在所持しているパスポートを添えて窓口に申請します。

## 4. 手数料

大使館ウェブサイトを参照してください(交付時に現金支払い)。

<http://www.in.emb-japan.go.jp/Japanese/ConsularSection/fees.html>

## 5. 所要日数

更新は申請日の翌々日、増補は翌日14時以降(土日祝日を除く)に交付されます。

## 6. 旅券の種類

10年有効旅券と5年有効旅券のどちらかを選択できます。但し20歳未満の方が申請できるのは5年有効旅券のみです。

## 7. 旅券の紛失

万が一、紛失・盗難に遭った場合は、速やかに大使館へ連絡すると共に、最寄りの警察署へ紛失・盗難届を提出してください。

「旅券失効届」および新旅券の発給や日本に直行帰国することを前提とした「帰国のための渡航書」発給には現地警察署からの紛失・盗難届出証明書(FIRというポリス

レポート)が必要になります。詳しくは大使館に確認してください。旅券に関する情報は外務省ウェブサイトでも確認ができます。

※インド国内で紛失・盗難などにより新旅券の発給を受けた場合は、新旅券にインド側滞在査証および出国許可の手続きが必要になります。滞在査証の更新も含め手続きはインド内務省外国人登録事務所(FRRO・FRO)にて行っています。

## 在外選挙人名簿への登録申請

### 1. 在外選挙とは

1998年、在外選挙実施のための「公職選挙法の一部を改正する法律」により、2000年から海外に在住している有権者も海外で投票できることになりました。ただし実際に海外で投票を行うためには、在インド日本国大使館で在外選挙人名簿に登録することが必要です。在外選挙は、衆参比例代表選挙に加えて衆議院小選挙区選挙、参議院選挙区選挙、それらの補欠選挙および再選挙にも投票できます。これらの手続きは通常約2ヶ月程度かかるようです。詳細は在インド日本国大使館で確認してください。

### 2. 登録資格

- ・年齢満18歳以上の方(2016年6月19日以降の選挙で満18歳以上の方)
- ・日本国籍をお持ちの方
- ・海外に3ヶ月以上お住まいの方

(あなたの住所を管轄する領事館(大使館や総領事館)の管轄区域に引き続き3ヶ月以上お住まいの方で、日本国内における最終住所地の市区町村役場において海外への転出届を提出済みの方)

※転出届提出後3ヶ月未満であっても、住所が決定している場合には在外選挙人名簿登録申請書を提出することはできますが、この場合は住所を定めてから3ヶ月以上経過した後に正式に受理されることとなります。

### 3. 在外選挙の投票方法

在外選挙人証をお持ちの方は、在外公館投票、郵便投票、日本国内における投票の3つの投票方法により投票ができます。

#### (1) 在外公館投票

在外公館投票は、直接日本国大使館・総領事館(出張駐在官事務所を含む)に出

向いて「在外選挙人証」と「旅券」などの身分証明書を提示して投票する方法です。

#### ①投票場所

在外選挙を実施する日本国大使館、総領事館の事務所に投票記載場所が設置されます。

#### ②投票期間

投票の開始日は、選挙の公示日の翌日から最終日は、各大使館・総領事館ごとに定められた締切日までとなります。

#### ③投票時間

現地時間の9:30～17:00まで。

#### ④持参書類

在外選挙人証、旅券などの身分証明書

### (2) 郵便投票

郵便投票は、登録先の選挙管理委員会に対して、投票用紙などの交付請求を行い、入手後に同用紙に記載の上、再び登録先の選挙管理委員会へ郵送する方法です。

#### ①投票用紙の請求

あらかじめ登録先の選挙管理委員会に「在外選挙人証」と「投票用紙等請求書」（総務省ウェブサイトから入手可能）を送付の上、投票用紙の請求を行います。

#### ②投票用紙の交付

投票用紙の請求を受けた登録先の選挙管理委員会は、投票用紙を郵便などにより直接交付します。

#### ③投票用紙の送付

投票用紙の交付を受けた後、選挙の公示または告示日の翌日以降、同用紙などに記入の上、日本国内の選挙期日（投票日）の20時までに、投票所に到達するよう、選挙管理委員会宛に送付します。

### (3) 日本国内における投票

一時帰国などにより、国内で投票される場合は、在外選挙人証を提示して、国内の一般選挙人の方と同様に国内の投票方法を利用して以下の①から③までのいずれかにより投票できます。

【公示または告示の日の翌日から選挙期日（国内投票日）の前日までの間】

#### ①期日前投票

### ②不在者投票

【選挙期日（国内投票日当日）】

#### ③投票所における投票

詳細は、外務省ウェブサイト <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo>  
または総務省ウェブサイト <http://www.soumu.go.jp/senkyo/hoho.html> をご覧ください。